



Global Tax Update

ドイツ

デロイト トーマツ税理士法人

2016年3月

※本ニュースレターは、[英文ニュースレター](#)の翻訳版です。
日本語訳と原文(英文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

2015年税制改正の留意点、グループ内再編における例外規定等

2015年11月5日の官報において、2015年ドイツ税制改正が公表された。基本的には、2015年11月6日から施行されているが、グループ内再編におけるオーナーシップ変更および不動産移転税に係る例外規定については、別の施行日からの適用となっている。

(1) グループ内再編における例外規定

改正法には、オーナーシップ変更時における繰越欠損金消滅に係る新しい例外規定が含まれている。2008年の税制改正により導入された規定によれば、25%超の持分が直接または間接に移転した場合には、繰越欠損金が比例的に消滅し、50%超の消滅の場合には、すべての繰越欠損金が消滅することとなっている。そして2009年12月31日後における移転について、“同一者”が移転元および移転先法人の株式を直接または間接に100%保有している場合については、例外規定が適用されている。2015年税制改正については、この例外規定が拡大されており、究極の親会社が移転元または移転先の法人で、かつ究極の親会社が2以上の者に保有されている場合が含まれている。また、究極の株主としては、パートナーシップまたは個人も可能となる。新しい例外規定は遡及的に2009年12月31日後の株式の移転から適用となる。

(2) 不動産を保有するパートナーシップにおける不動産移転税

5年間のうちに、不動産を保有するパートナーシップの95%以上の直接または間接持分を新たなパートナーに移転する場合には、不動産移転税が課される。この場合、不動産を保有するパートナーシップは、擬制された新しいパートナーシップに不動産を移転したものとみなされる。

2013年における連邦税務裁判所(BFH)の判決によれば、“経済的”アプローチにより、不動産保有パートナーシップ持分の間接的な移転かどうかは判断され、これによれば、パートナーシップと法人は透過的な存在として扱われることとされた。連邦税務裁判所は、さらに、不動産移転税法の規定(究極のオーナーシップテストの導入)に基づくと、不動産保有パートナーシップの直接パートナー持分を直接または間接100%が移転する場合についてのみ、間接的な移転とすることができるとした。

これについて、新規定は、連邦税務裁判所のアプローチを破棄し、税務当局の立場を成文化している。新規定においては、不動産保有パートナーシップのパートナーが、法人である場合と、パートナーシップである場合について、別のテストが適用される。

法人がパートナーである場合には、法人の直接または間接持分の少なくとも 95%が移転される場合には、間接的なオーナーシップの移転があるとみなされる。

また、パートナーシップがパートナーである場合には、不動産保有パートナーシップの間接持分の保有比率に基づき、課税対象となる持分移転とみなされる。

当該改正法は、2015 年 11 月 5 日後の持分変更から適用される。

(3) 組織再編における支払対価

2015 年税制改正は、組織再編法において一定の税務ニュートラルの組織再編とされる、移転先から移転元に対して支払われる現金や貸付金などの株式以外の支払対価に係る制限を導入している。

税務ニュートラルな組織再編として、新規定は、拠出される資産簿価の 25%または最大 50 万ユーロを支払対価の限度としている。この制限を超える支払対価となる取引については、課税関係が発生する。

新規定は、2014 年 12 月 31 日後の取引から、遡及的に適用される。

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/eu

本件に関するお問い合わせ

**Deloitte & Touche GmbH,
Japanese Services Group
Düsseldorf**

佐藤 光俊 +49-(0)211-8772-2099
misato@deloitte.de

金井 聡 +49-(0)211-8772-2474
skanai@deloitte.de

ニュースレター発行元

**デロイト トーマツ税理士法人
東京事務所**

〒100-8305
東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号
新東京ビル 5 階
T e l : 03-6213-3800(代)
e m a i l : tax.cs@tohmatu.co.jp
会社概要: www.deloitte.com/jp/tax-co
税務サービス: www.deloitte.com/jp/tax-services

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,700 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 225,000 名を超える人材は、“making an impact that matters”を自らの使命としています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイト トーマツ 税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。